

【論説】

日本におけるスポーツ法の現況と課題

菅原 哲朗

(日本スポーツ法学会会長・弁護士)

はじめに

社団法人韓国スポーツエンターテイメント法学会延基栄会長の提唱により、日本・韓国・中国のスポーツ学会が集う「アジアスポーツ法学会」が創設されることは、国際社会のスポーツ文化の発展に法律家として寄与するものといえる。これを契機として日本・韓国・中国など各国のスポーツ法学会が国境を越えてアジア地域のスポーツ法共同研究と国際交流を通じて友好と連帯を深め、将来の課題であるスポーツに関する国際紛争を解決する基盤を形作るためにも積極的な試みと高く評価されよう。⁽¹⁾

第1 概観

1 スポーツ界における2004年から2005年にまたがる2年をみると、国際的には21世紀最初のオリンピックたる2004年アテネ五輪が夏に開催され、ドーピング失格によるハンマー投げ日本代表室伏広治選手の銀から金メダルへの繰り上げが報道された。さらにシアトルマリナーズのイチロー選手・ニューヨークヤンキースの松井秀喜選手など日本人が活躍するアメリカメジャーリーグでのドーピング発覚などアンチ・ドーピング問題が大きな話題となった。

日本国内的には、日本スポーツ仲裁機構にアテネ五輪の代表選考に際して馬術競技の紛争とパラリンピック陸上競技選考の紛争が申し立てられ、

また日本プロ野球の球団合併に関してプロ野球選手会側から東京地方裁判所への仮処分申立とストライキさらには新球団の誕生と、テレビ・新聞などマスメディアを賑わした年だった。⁽²⁾

日本において「スポーツに関する法」という新分野を専門に研究する学者・実務家の学術団体が12年前に登場した。この間の歴史を振り返ってみると、過失によるスポーツ事故に対する損害賠償請求など民事・刑事の訴訟、そして裁判外紛争解決機関(ADR)たる日本スポーツ仲裁機構の誕生によるスポーツ仲裁紛争やプロ野球での仮処分申立など新しい法現象が生じていることを示している。

とりわけ、スポーツ競技選手と所属する競技団体とのトラブル・紛争は様々な形態がある。例えば、オリンピックなど国際大会、国民体育大会など国内大会の代表選手の選考を巡る処分・当該競技大会への参加資格・選手やコーチの登録停止や処分・強化選手指名除外処分・ドーピング検査の検体陽性に基づくメダル剥奪や出場停止処分に対する不服申立である。もちろん法律上の争訟であれば、裁判所に提訴することによって解決可能である。しかし、スポーツを巡る様々なトラブル・紛争は法的问题と言えず、国家の司法機関たる裁判所に提訴しても門前払いになる。⁽³⁾そこで、選手の権利を保護するためスポーツ界のルールの明確性・透明性を高め、公平・公正な社会的正義の実現を求めてスポーツ仲裁判断が判例としてさらに累積される必要がある。

2 日本が西欧的な法治国家を求め、近代化を目指した明治以来、憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法等という典型的な法律が立法された。市民社会の中で長年に亘り使い慣れたこれら一般法に対して、残念ながら、我が国は未だ「スポーツ基本法」が立法されていない。そのため法学教育の中でもスポーツ法学が特別法領域として十分に確立されていない。スポーツ行政レベルで、スポーツ振興法において「第1条(目的)この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もって国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的

とする。」と定めて、国民が健康で文化的な生活をするために、国がスポーツ振興を図り積極的に公共的なスポーツ環境を整備することを求めているにすぎない。つまり、スポーツ法学が取り扱うべき、「スポーツ全般にわたり人間の保護されるべき普遍的な諸々の法律上の利益や権利(以下、簡明に「スポーツ権」と言う)」という市民社会における基本的人権は、日本では法体系の最上位に位置する憲法、下位に位置する法律・条例などの実定法上に具体的な法として定められていないのである。⁽⁴⁾

しかし、スポーツや体育分野における法学研究の重要性は、憲法・刑法・民法・教育基本法・社会教育法・スポーツ振興法などから導き出され、法社会的には日本社会に生ける法としてのスポーツ権の確立が進行していると言えよう。

第2 歴史

1 日本スポーツ法学会は、1993年12月創設された。爾来13年経過したが、法を通じてスポーツに知的関心をもつ研究者の立場から、スポーツ法学という新規法領域の開拓を促進して行く必要が多々あり、組織たる日本スポーツ法学会として取り組まなければならない課題は様々で山積している。

過去に発刊された「日本スポーツ法学会年報」を概観すると、日本スポーツ法学会は、「スポーツと安全、スポーツと環境、スポーツと国際などスポーツの歴史、文化、教育、健康、行政、政策等」その都度の日本の社会状況を反映し、広範囲にスポーツ法学研究を進めてきた。

例えば、いくつか項目ごとに分類すると、

(1)「スポーツと安全」に関しては、年報1号(1994)に「スポーツ事故判例にみる当事者関係—スポーツの本質的危険性をめぐって—」⁽⁵⁾「社会体育事故とスポーツ指導者の責任—社会体育事故判例にあらわれた社会体育指導者の注意義務—」⁽⁶⁾の研究発表がなされ、日本スポーツ法学会発足の当初から身体運動であるスポーツに内在する本質的危険性から

生じるスポーツ事故の問題点が論議された。

1995年の年報2号は「スポーツにおける紛争と事故」と題して、「スポーツ事故と自己責任による加害者側の減責」⁽⁷⁾、「スポーツ・ボランティアとスポーツ事故」⁽⁸⁾、「スポーツ事故裁判の法理」⁽⁹⁾など日本並びにイギリス・フランス・アメリカなど欧米やニュージーランドの安全対策を検討する特集を組んだ。その後も、年報5号(1998)「スポーツ法の理念とスポーツ事故問題」で集中的に研究発表がされ、2000年の年報7号の基調報告では「憲法17条における国家賠償責任と国家賠償法第1条の意義—スポーツ事故の過失と注意義務—」⁽¹⁰⁾を取り上げ、地方自治体・公務員の賠償責任と違法性を巡る問題を論議した。

さらに、年報8号(2001)「スポーツ事故をめぐる諸問題」と特集を組んで、決して減少することのないスポーツ事故の防止と民事・刑事の訴訟問題から裁判例の動向を研究してきた。⁽¹¹⁾

(2)「スポーツと環境」に関しては、年報2号(1995)に「スポーツ施設と環境保護—第18連邦インミッション防止実施例・スポーツ施設騒音防止法を中心に—」⁽¹²⁾および年報4号(1997)で「テニス環境の保護について—テニス会員権訴訟における問題点—」⁽¹³⁾さらに年報6号(1999)の「レジャーダイビング業界の現状について」⁽¹⁴⁾「スキーヤー・スノーボーダーの保険に関する意識調査」⁽¹⁵⁾各種スポーツ施設やスポーツ競技に関する問題点を論議してきた。

さらに、医学的にスポーツ環境を支えるスポーツ医師や看護師・スポーツトレーナーというスポーツ関連分野の法的問題に関しても、1998年の年報5号で「スポーツドクターの法的位置づけと事故の抑止」⁽¹⁶⁾、1999年の年報6号で「スポーツにおける健康診断書・誓約書の現状と課題—ランニングとトライアスロンに関して—」⁽¹⁷⁾、2003年の年報10号で「事故予防の側面からみたアスレティックトレーナー」⁽¹⁸⁾の果たす役割の重要性が研究報告された。

(3)「スポーツと契約」に関しては、1996年の年報3号で「スポーツ

における契約の諸問題」で特集を組んだ。現在の日本スポーツ界はアマチュアリズムからプロスポーツへ、自ら競技するスポーツから、観覧するスポーツへと、加速度的に巨大なビジネス産業を形成している。スポーツ選手契約の法的課題、日本サッカーのJリーグ規約、スポーツ選手契約の実態などスポーツ団体と競技者との関係は様々な種類の契約関係が成立していることを網羅的に考察した。その後も、1997年の年報4号「スポーツにおける自己決定権と契約責任—登山事故めぐって—」⁽¹⁹⁾、2001年の年報8号「スポーツ代理人—その起源、発展、問題点」⁽²⁰⁾・「米国におけるスポーツ代理人制度—法的規制を中心に—」⁽²¹⁾、2002年の年報9号「実業団選手の嘱託契約」⁽²²⁾「コーチと企業の雇用関係」⁽²³⁾・「スポーツによる特別推薦入学と在学契約の関係」⁽²⁴⁾・「実業団選手の法的地位」⁽²⁵⁾で研究報告がなされたように、現在・将来にわたりアマチュア・プロ選手を問わず契約金・年俸などスポーツ産業として巨額の金額が取り決められる契約関係は重要な研究課題である。

(4)「スポーツと文化」に関しては、年報1号(1994)に「国の文化としてのスポーツ—スポーツ法学の対象・方法とその環境—」⁽²⁶⁾で研究の重要性が指摘され、1997年の年報4号は「スポーツの権利性と文化性」という特集を組み、「スポーツ文化における権利の形成・侵害・放棄」⁽²⁷⁾、「スポーツの文化性について—比較スポーツ文化論の立場から—」⁽²⁸⁾、「スポーツルールの構造特性」⁽²⁹⁾などが研究された。その後も、2003年の年報10号で「スポーツ法と文化—スポーツと女性—」を特集して、現代的な新たな課題を模索しつつ、文化政策からのジェンダーとスポーツ、スポーツにおけるセクシャルハラスメントなど研究を深めている。⁽³⁰⁾

(5)「スポーツと法律」という基本的かつ多様な法律問題に関しては、当初から中心課題であり年報1号(1994)に「スポーツ法の国家性と自主性・世界性」⁽³¹⁾で国家法とスポーツ固有法が重要な研究対象であると提示された。とりわけスポーツ権の確立に向けて、1998年の年報5号で日本スポーツ法学会の立場から「提案・スポーツ基本法要綱案」⁽³²⁾を

発表して、スポーツ界だけでなく司法・行政・政治・経済、マスメディアなどに広く問題提起をなした。

1999年の年報6号は「スポーツにおける違法性阻却」の特集として、刑事・民事法の専門研究者が「スポーツと刑事責任」⁽³³⁾「スポーツ事故と民事上の違法性阻却—その実体法的・訴訟=裁判法的検討—」⁽³⁴⁾として研究発表がなされた。スポーツが刑事責任・民事責任を問われることなく、違法性が阻却される要件や過去のスポーツ判例の累積並びに実態が分析され、「スポーツにおける違法性阻却—アメリカの免責事例から—」⁽³⁵⁾等アメリカにおける免責事例も紹介されて研究報告された。⁽³⁶⁾

(6)「スポーツとアンチ・ドーピング法制」に関しては、年報7号(2000)の「競技者をめぐる法律問題」の重要なテーマとしてアンチ・ドーピングが取り上げられた。「ポーランドにおけるスポーツ・ドーピングの法的諸問題」⁽³⁷⁾「アメリカの競技者と法的問題—ドラッグテスト・プログラムをめぐって」⁽³⁸⁾「国家法と固有法におけるドーピング規制の方向」⁽³⁹⁾「オーストラリアのドーピング規制に関する法的対応」⁽⁴⁰⁾で外国の実態もふまえてアンチ・ドーピング問題が世界スポーツ界の法的に重要問題であることの研究報告がなされた。その後、2003年の年報10号で「イギリスにおけるドーピングの法的規制論」⁽⁴¹⁾などが討議された。日本では、世界スポーツ界と軌を一にして国際標準規定に準拠する「国民体育大会ドーピング・コントロール規定」が2003年4月1日施行され、静岡国体からドーピング検査が実施された。この規定により国体ドーピング違反で制裁処分された競技者及び監督・コーチ・チームドクターなど競技支援要員は「日本スポーツ仲裁機構」に上訴できると定められた。⁽⁴²⁾

(7)「スポーツ仲裁制度」というスポーツ紛争解決のため新たな制度を日本に導入する事に関しては様々な法律問題があった。1996年の年報3号で「スウェーデンにおけるスポーツ法とスポーツに関する紛争の解決(クリステル・マルムステーン)」⁽⁴³⁾で、研究の必要性が紹介され、年報8号(2001)「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理について」⁽⁴⁴⁾、年報9号

(2002)「フランスにおけるスポーツ紛争処理制度の形成」⁽⁴⁵⁾で海外の研究経緯を踏まえた討議がなされた。2003年4月7日「日本スポーツ仲裁機構」(Japan Sports Arbitration Agency)が創設されスポーツ紛争の法的先例が生まれ始めた。2004年の年報11号で「スポーツ仲裁に関する経験的雑感—日本スポーツ仲裁機構の第1号仲裁事件の仲裁人として—」⁽⁴⁶⁾、「スポーツ仲裁機構2号事件について」⁽⁴⁷⁾において仲裁判断の評釈を掲載した。今後、仲裁判断の集積によってますます研究が進む分野である。

(8)「スポーツと国際」に関しては、日本のスポーツ法シンクタンクたることを念頭に上記記述の(1)ないし(7)の問題で指摘した各論考の他に、英国・フランス・ドイツ・米国など欧米諸国、オーストラリア・ニュージーランドなど豪州地域について、国際スポーツ法制に関する比較法研究が蓄積され、毎年多数の論考が研究発表されてきた。現代では、衛星テレビ放送などマスメディアの技術進歩とともに、スポーツの商業化が発達し、オリンピックや世界大会等が地球規模で開催され、世界の観衆・熱狂的ファンに向けて試合の勝敗が瞬時に報道されるという各種スポーツ競技の国際化・大衆化がある。1994年の年報1号で「オリンピック憲章の規範性—国際スポーツ法、国際スポーツ共同体としてのオリンピック憲章—」⁽⁴⁸⁾とオリンピックの法的研究が報告された。スポーツルール等を適正・公平に改正すべく様々な問題点が諸外国で研究されており、現代における日本国内のスポーツ問題も諸外国の法律情報を重視して取り組む必要がある。

① 英国については、「イギリスにおけるスポーツ行政組織の移管をめぐる法的検討」⁽⁴⁹⁾、「イギリスにおけるサッカー・フーリガンをめぐる法的対応」⁽⁵⁰⁾、「イギリスにおけるスポーツ市場をめぐると関連法規の検討」⁽⁵¹⁾、「イギリスのFLAをめぐると諸規定についての一考察—サッカー競技場の安全政策におけるライセンス機関、地方行政機関、クラブの機能的連携—」⁽⁵²⁾、「イギリス文化省のスポーツ政策の動向と関連法令」⁽⁵³⁾、「英国におけるスポーツ振興とチャリティー法—スポーツ振興目的の公益性」⁽⁵⁴⁾、「イギリス1998年人権法とスポーツ」⁽⁵⁵⁾の研究がある。

